

魚沼市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、魚沼市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、広告媒体への広告掲載の可否を判断するための基準として、必要な事項を定める。

(掲載の制限)

第2 広告の掲載を制限する内容として、要綱第3条各号に規定する項目に係る具体例は、次のとおりとする。

項目	具体例
(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none">・広告に関する規定がある個別法に違反するもの 〔医療法（第6条の5、第6条の6及び第6条の7）・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（第7条）・柔道整復師法（第24条）・薬事法（第66条、第67条及び第68条）・旅行業法（第12条の7及び第12条の8）・介護保険法（第98条） 等に違反するもの〕・不当景品及び不当表示防止法に違反するもの・新潟県屋外広告物条例に違反するもの
(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none">・いかがわしい表現や乱暴な文言を用いたもの・個人や他企業等を誹謗中傷するもの・人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
(3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none">・過剰な利益追求を内容とするもの・投機、射幸心をあおる表現のもの・市が広告主を支持、又はその商品やサービスなどを推奨若しくは保証しているかのような表現のもの
(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの	<ul style="list-style-type: none">・キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業・待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業・ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客を飲食させる営業・ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（正規の資格によりダンスを教授するものを除く。）・喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの・喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5m²以下である客席を設けて営むもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・マージャン屋、パチンコ屋その他施設を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業 ・スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊戯設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれがある遊戯に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）を備える店舗その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）において当該遊戯設備により客に遊戯をさせる営業
(5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法に抵触するおそれがあるもの ・政党等の講演会等に関するもの ・公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの ・布教、義捐金募集等による宗教活動に類するもの ・個人又は法人等の名刺広告 ・死亡通知又は季節あいさつ等の類 ・個人、団体等の主義主張に関するもの（意見広告）
(6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの ・暴力又はわいせつ性を連想させるもの
(7) 消費者を惑わせ、又は消費者に不安を与えるおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・虚偽の内容の表示又は誇大な表現を用いたもの ・非科学的な迷信に関するもの ・国家資格に基づかない者が行う療法等に係るもの ・消費者被害の未然予防等の観点から適切でないもの
(8) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・債権の取立、示談引受けなどをうたったもの ・氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの ・ギャンブルに係るもの ・消費者金融に係るもの ・たばこに係るもの ・社会問題を起こしている業種や事業者に係るもの ・良好な景観又は風致を害するおそれのあるもの ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの ・責任の所在が不明確なもの ・内容が不明確なもの ・誤認されるおそれがあるもの (誤認の例) <ul style="list-style-type: none"> 1 広報記事と紛らわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの 2 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位又は有利であるような表現のもの

	3 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを引用して権威づけようとするもの 4 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの
--	--

(広告の表示に関する基準)

第3 次の表の左欄に掲げる広告掲載における表示内容については、それぞれ右欄の個別基準に基づき掲載を判断するものとする。

業種、商品等	表 示 内 容 の 個 別 基 準
人材募集	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは、掲載しない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているものは、掲載しない。
語学教室等	安易さ又は授業料若しくは受講料の安価さを強調する表現は、使用しない。 例：「1箇月で確実にマスターできる」
学習塾、予備校等（専門学校を含む。）	(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。 (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
外国大学の日本校	下記の主旨を明確に表示すること。 「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」
資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならぬという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「この資格は、国家資格ではありません。」 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。 「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としているものは、掲載しない。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示は、しない。
病院、診療所及び助産所	(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5、第6条の6及び第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。 (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはなら

	<p>ない。</p> <p>(4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。</p> <p>(5) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は、自由に用いることができない。</p>
施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等)	<p>(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。</p> <p>(2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、広告できない。</p> <p>(3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は、掲載できないため業務内容の確認は必ず行う。</p>
薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具等(健康器具、コンタクトレンズ等)	広告を掲載する事業者は、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。
健康食品、保健機能食品、特別用途食品等	広告を掲載する事業者は、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。
介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等	<p>(1) サービス全般</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>例:「魚沼市有料広告事業受託事業者」</p> <p>(2) 有料老人ホーム</p> <p>前号に規定するもののほか、</p> <p>ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、当該指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。</p> <p>イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成</p>

	<p>16年度公正取引委員会告示第3号)」に抵触しないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示は、できない。</p>
不動産事業	<p>(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。</p> <p>(2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。</p> <p>(3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。</p> <p>(4) 契約を急がせる表示は、掲載しない。</p> <p>例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等</p>
弁護士、税理士、公認会計士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
旅行業	<p>(1) 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。</p> <p>(2) 不当表示に注意する。</p> <p>例：「白夜でない時期の「白夜旅行」、「行程にない場所の写真」 等</p>
通信販売業	返品等に関する規定が明確に表示されていること。
雑誌、週刊誌等	<p>(1) 適正な品位を保った広告であること。</p> <p>(2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。</p> <p>(3) 性犯罪を誘発又は助長するような表現(文言、写真)がないものであること。</p> <p>(4) 犯罪被害者(特に性犯罪や殺人事件の被害者)の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。</p> <p>(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。</p> <p>(6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。</p> <p>(7) 未成年及び心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。</p> <p>(8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。</p>
映画、興業等	<p>(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。</p> <p>(2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは、掲載しない。</p> <p>(3) いたずらに好奇心に訴えるものは、掲載しない。</p>

	(4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。 (5) ショッキングなデザインは、使用しない。 (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは、掲載しない。 (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものは、その内容を表示する。
占い及び運勢判断	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。 (3) 料金や販売について明示する。
結婚相談所及び交際紹介業	(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記する。 (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
調査会社、探偵事務所等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。
募金等	(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 下記の主旨を明確に表示すること。 「○○募金は、○○知事の許可を受けた募金活動です。」
質屋、チケット等再販売業等	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 例:「○○○のバッグ 50,000 円」、「航空券 東京～福岡 15,000 円」等 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
トランクルーム及び貸し収納業者	(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者(マルマーカー付き)であることが必要。 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。 また、次の主旨を明確に表示すること。「当社の○○は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」等
ダイヤルサービス	“ダイヤルQ2”のほか各種のダイヤルサービスは、内容を確認のうえ判断する。
その他表示について注意を要すること	(1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例:「メーカー希望小売価格の 30%引き」等 (2) 比較広告(根拠となる資料が必要) 主張する内容が客観的に実証されていること。 (3) 無料で参加・体験できるもの

	<p>費用がかかる場合には、その旨明示すること。</p> <p>例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等</p> <p>(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地及び連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話又はPHSのみの明記は認めない。又、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権及び著作権 無断使用がないか確認をする。</p> <p>(6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意する。(公正取引委員会に確認の必要あり。) 例：「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない)等</p> <p>(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告</p> <p>(8) アルコール飲料 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 例：「お酒は20歳を過ぎてから」等</p> <p>(9) その他 奇抜な色彩やショッキングなデザインを用いるものは、掲載しない。</p>
--	--

(屋外広告に関する景観及び安全上の基準)

第4 屋外広告に係る内容及びデザイン並びに材質等の規格として、次に該当するものについては掲載しない。

項目	具体例
(1) 周辺の美観風致を損なうおそれがあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・会社名、商品名を著しく繰り返すもの ・彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの ・美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びくどいものの ・景観と著しく違和感があるもの ・意味なく、身体の一部を強調するようなもの ・著しくデザイン性の劣るもの ・意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの ・地域のルール及び慣習によって形成してきた景観や文化にそぐわないもの ・まちづくり又は都市整備のルールにおいて景観形成の目標が定められる場合、その目標に沿った貢献が認められないもの
(2) 交通等の安全を阻害	<ul style="list-style-type: none"> ・過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの

するおそれのあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの ・蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの ・過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの ・過激な表示により著しく注意を引くもの ・デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの ・絵柄や文字が過密及び過小等により視認性が悪いもの
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・風圧及び降雨、降雪、日照等の天候変動に耐えられないもの ・屋外広告物法に違反するもの ・新潟県屋外広告物条例に違反するもの

附 則

この基準は、魚沼市広告掲載取扱要綱の施行にあわせて施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 3 月 7 日から施行する。